

綾部市告示第137号

綾部市空き家バンク事業実施要綱を次のように定める。

令和5年6月1日

綾部市長 山崎善也

綾部市空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾部市における空き家を有効活用し、市内への定住促進及び地域の活性化を図るため、あやべ定住サポート総合窓口において実施する空き家バンク事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 人の居住を目的として建築された市内に所在する建物及びその敷地（当該建物及びその敷地以外に附属するその他の土地建物を含む。）のうち、現に居住者がいないもの（近く居住しなくなる予定のものを含む。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 集合住宅で賃貸営業用のもの

イ 社宅、寮その他これらに類する住宅

ウ その他市長が不相当と認めるもの

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(3) あやべ定住サポート総合窓口 市内への定住等を希望する者に対し、空き家の紹介その他定住等に関する総合的な支援を行う窓口をいう。

(4) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受け登録した空き家の情報を、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に情報提供する制度をいう。

(5) 媒介事業者 綾部商工会議所不動産部会に所属する宅地建物取引業者をいう。

(空き家の登録申込み等)

第3条 空き家バンクに空き家を登録しようとする所有者等は、綾部市空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び綾部市空き家バンク登録カード（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合において、その内容を確認の上、適当であると認めたときは、空き家情報登録台帳に登録し、綾部商工会議所を通じて媒介事業者に対し当該空き家の媒介等に係る協力を依頼するものとする。

- 3 市長は、前項の協力依頼により媒介事業者が決定したときは、当該申込者に対し綾部市空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクへの登録が適当と認めるものは、当該所有者等に対し空き家バンクへの登録を勧めることができる。
- 5 市長は、第1項の規定による登録の申込みについて、次の各号のいずれかに該当し第2項の規定による登録が認められないときは、綾部市空き家バンク登録却下通知書（様式第4号）により、当該申込者に通知するものとする。
  - (1) 所有者等が綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者であるとき。
  - (2) 空き家が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 法令等の規定に違反するものであるとき。
    - イ 空き家の状態又は周囲の環境等から判断し、当該空き家を利用する者に不利益を及ぼすおそれがあるとき。
  - (3) 所有者等が法人又はその他の団体であるとき。ただし、媒介事業者は除く。
  - (4) その他市長が適当でないと認めるとき。
- 6 市長は、必要に応じて第2項の規定により登録した、空き家の調査を行うことができる。

（空き家の登録事項の変更）

第4条 前条第3項の規定による登録完了の通知を受けた者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更が生じたときは、速やかに綾部市空き家バンク登録変更申出書（様式第5号）及び変更箇所を記入した綾部市空き家バンク登録カードを、市長に提出しなければならない。

（空き家の登録の抹消）

第5条 空き家登録者は、空き家バンクの登録抹消を希望するとき、又は当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったときは、綾部市空き家バンク登録抹消申出書（様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、空き家登録者から前項の規定による申出があったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、登録された空き家を空き家情報登録台帳から抹消し、綾部市空き家バンク登録抹消通知書（様式第7号）により、当該登録者に通知するものとする。
  - (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
  - (2) 登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行い再登録したときは、この限りでない。
  - (3) 登録の内容に虚偽があったとき。
  - (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

（利用希望者の登録申込み等）

第6条 利用希望者は、綾部市空き家バンク利用登録申込書（様式第8号）及び綾部市空き家バンク利用者カード（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、次の各

号のいずれかに該当する者を空き家バンク利用者登録台帳に登録するものとする。

(1) 生活の本拠地として自らが空き家に居住し、自治会への加入及び地域活動への積極的な参加等、地域住民と協調して生活ができる者

(2) その他市長が適当と認めた者

(利用登録者の登録事項の変更)

第7条 前条第2項の規定により空き家バンク利用者登録台帳に登録された利用希望者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更が生じたときは、速やかに綾部市空き家バンク利用登録変更申出書(様式第10号)及び変更箇所を記入した綾部市空き家バンク利用者カードを、市長に提出しなければならない。

(利用登録者の登録抹消)

第8条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用者登録台帳から抹消し、綾部市空き家バンク利用登録抹消通知書(様式第11号)により、当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 利用登録者から、綾部市空き家バンク利用登録抹消申出書(様式第12号)の提出があったとき。

(2) 第6条第2項の要件に該当しなくなったとき。

(3) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(4) 登録の内容に虚偽があったとき。

(5) 登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行い再登録したときは、この限りでない。

(6) その他市長が適当でないとき。

(交渉の申込み等)

第9条 空き家バンクに登録された空き家を見学し、当該空き家の購入又は賃借の交渉を希望する利用登録者(以下「交渉申込者」という。)は、綾部市空き家バンク交渉申込書(様式第13号)に綾部市空き家バンク交渉申込物件確認書(様式第14号)を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、交渉申込者は、空き家バンクに登録された他の空き家の購入又は賃借に関する交渉を同時に申込みことはできない。

2 市長は、前項による申込みがあったときは、空き家登録者及び媒介事業者に対し、当該申込書の写しの送付をもって通知するものとする。

3 市長は、空き家登録者及び交渉申込者の交渉について、媒介事業者に依頼するものとする。

(契約等)

第10条 空き家登録者及び交渉申込者との空き家に関する売買又は賃貸借の契約については、媒介事業者が仲介するものとする。

2 契約等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとする。

(情報提供等)

第11条 市長は、空き家登録者及び利用登録者に対し、必要に応じて空き家バンクに登録された情報を提供するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 市長は、空き家バンクに登録された個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の漏えいがないよう適切に管理し、当該個人情報を本事業の目的以外に利用してはならない。

(適用上の注意)

第13条 この要綱の規定は、空き家バンクに登録された空き家以外の空き家の取引を妨げるものではない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に綾部市空き家バンクに登録されている空き家は、この告示に基づき登録されたものとみなす。
- 3 この告示の施行の日前になされた申込み、通知その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。